

ID: 683

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	事故時の応急措置命令		
法令名 根拠条項	消防法 第16条の3第4項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条の3第4項の規定による。</p> <p>第16条の3</p> <p>4 市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第6項において準用する第11条の5第4項において同じ。)は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第1項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日